中 日 本 高 速 道 路 株 式 会 社 第 １ １ 回 社 債
（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）
発　　行　　要　　項

中日本高速道路株式会社（以下「当社」という。）は、高速道路株式会社法（平成１６年法律第９９号）（以下「高速道路会社法」という。）及び平成２１年３月２６日に開催した取締役会の決議に基づき発行する中日本高速道路株式会社第１１回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）（以下「本社債」という。）に本要項を適用する。

１．社 債 の 総 額　金２００億円

２．各社債の金額　１０００万円

３．社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用　本社債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（平成１３年法律第７５号）（以下「社債等振替法」という。）の規定の適用を受けるものとする。

４．利　　率　年０.７９パーセント

５．払 込 金 額　各社債の金額１００円につき金９９円９７銭

６．償 還 金 額　各社債の金額１００円につき金１００円

７．償還の方法及び期限

(1) 本社債の元金は、平成２６年９月１９日にその総額を償還する。

(2) 償還すべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。

(3) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、いつでもこれを行うことができる。

８．利息支払の方法及び期限

(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、平成２２年８月２８日を第１回の利息支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年２月及び８月の各２８日にその日までの前半箇年分を支払う。

(2) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。

(3) 半箇年に満たない期間につき利息を支払うときは、その半箇年の日割をもってこれを計算する。

(4) 償還期日後は利息をつけない。

９．一 般 担 保　本社債の社債権者は、高速道路会社法第８条の定めるところにより、当社の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

10．社 債 管 理 者　株式会社みずほコーポレート銀行

11．独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による本社債の重畳的債務引受け

(1) 当社は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成１６年法律第１００号）（以下「機構法」という。）第１５条第１項の規定において独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務を引き受けることとされている、その費用に充てるために本社債を発行する。機構法第１５条第１項に基づき、当社が本社債に係る債務を機構に引き受けさせる債務として選定し、機構によりかかる債務の引受け（以下「本件債務引受け」という。）が行われた後は、機構は、当社と連帯して本社債に係る債務を負担するものとする。

(2) 本件債務引受け後は、前号の規定にかかわらず、本社債の社債権者に対して負担する本社債に係る債務の履行に関する主たる取扱いは機構が行うものとする。

(3) 当社及び機構は、本件債務引受け後遅滞無く、本件債務引受けが行われた旨、本件債務引受けが行われた日及び本項(8)に規定する社債管理者による確認が行われた旨を、第１４項に定める方法により、本社債の社債権者に通知するものとする。

(4) 本件債務引受け後、本社債の社債権者は、機構法第１５条第２項の定めるところにより、機構の財産についても他の債権者（ただし、日本高速道路保有・債務返済機構債券（以下「機構債券」という。）の債権者及び機構が債務引受けを行った本社債以外の社債の社債権者を除く。）に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

(5) 前号の先取特権の順位は、機構法第１５条第３項の定めるところにより、機構債券の債権者及び機構が債務引受けを行った本社債以外の社債の社債権者の先取特権と同順位となる。

(6) 本件債務引受け後、第１２項本文において「当社」とあるのは「当社及び機構」と、「本社債」とあるのは「本社債に係る債務」と読み替えるものとし、第１４項において「当社」とあるのは「当社及び機構」と読み替えるものとする。

(7) 本件債務引受け後、社債権者集会の決議その他の方法により本社債に係る債務の内容に変更が生じ、機構がその変更につき承認した場合には、機構が負担する本社債に係る債務の内容もこれと同様の内容の変更が生じるものとする。

(8) 本項(2)、(3)及び(6)、第１３項並びに第１８項の規定は、機構が本件債務引受けにおいて当該規定の内容を承認し、かつ社債管理者が当該承認を確認した場合に限り、その効力を発するものとし、社債管理者は、当該確認を行った場合にはその旨を当社に通知するものとする。

12．期限の利益喪失に関する特約　当社は、次の各場合に該当したときは、ただちに本社債について期限の利益を失う。

(1) 第７項又は第８項の規定に違背し、５営業日以内に履行又は治癒しないとき。

(2) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失したとき。

(3) 機構が、機構債券、道路債券、首都高速道路債券、阪神高速道路債券、本州四国連絡橋債券（以上を総称して、以下「機構債券等」という。）又は機構が債務引受けを行った本社債以外の社債に係る債務について期限の利益を喪失したとき。

(4) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が１０億円を超えない場合は、この限りではない。

(5) 当社が、破産手続開始、再生手続開始若しくは更生手続開始の申立をしたとき。

(6) 当社が解散（合併の場合を除く。）の決議を行い、かかる決議につき高速道路会社法の規定に基づく国土交通大臣の認可を受けた時点で、本社債の総額につき機構等の法人に承継されることを定める法令が公布されない等、本社債が適切に取り扱われないことが明らかなとき。

(7) 当社が、破産手続開始、再生手続開始若しくは更生手続開始の決定、又は特別清算開始の命令を受けたとき。
(8) 機構が解散することを定める法令が公布され、かつ当該解散の日までに本社債に関する機構法第１２条第１項第３号に定める業務を実施する者が定められなかったとき。
(9) 当社が高速道路会社法の定める事業の全部若しくは重要な一部を休止若しくは廃止した場合、又はこれらに類似する事由により本社債の社債権者の権利の実現に重大な影響を及ぼす事実が生じた場合で、社債管理者が本社債の存続を不適当であると認め、当社にその旨を通知したとき。

13．期限の利益喪失に関する本件債務引受け後の追加特約
当社及び機構は、本件債務引受けがなされた後に、次の各場合に該当したときは、ただちに本社債に係る債務について期限の利益を失う。
(1) 機構が、機構債券等及び債務引受けを行った社債に係る債務を除く借入金債務（機構が債務引受けを行った借入金債務を含む。）について期限の利益を喪失したとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が１０億円を超えない場合は、この限りではない。
(2) 法令若しくは裁判所の決定により、機構又は機構の解散により機構の債務を承継した他の法人に対して、株式会社における破産、民事再生、会社更生、特別清算、その他これらに準ずる倒産処理手続に相当する手続が開始されたとき。

14．社債権者に通知する場合の公告の方法　本社債に関し社債権者に対し公告を行う場合は、当社は、法令に別段の定めがあるときを除き、官報並びに東京都及び大阪市において発行する各１種以上の新聞紙によりこれを行う。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。

15．社債権者集会に関する事項
(1) 本社債の社債権者集会は、当社又は社債管理者がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の３週間前までに社債権者集会を招集する旨及び会社法第７１９条各号所定の事項を公告する。当該公告をした場合、招集者は、社債権者集会の日の１週間前までに社債権者の請求があったときは、ただちに、社債権者集会参考書類及び議決権行使書面を当該社債権者に交付する。
(2) 本社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。
(3) 本社債及び本社債と同一種類の社債の総額の合計額（償還済みの額を除く。また、当社が有する当該種類の社債の金額の合計額はこれに算入しない。）の１０分の１以上にあたる社債を有する社債権者は、社債等振替法第８６条第３項の規定により交付を受けた書面を社債管理者に提示の上、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社又は社債管理者に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。
(4) 前３号に定めるほか、当社と社債管理者が協議の上社債権者集会に関し必要と認められる手続がある場合は、これを公告する。
(5) 本項(1)及び前号の公告は、第１４項に定める方法による。

16．社債管理者への通知　当社は、次の各場合には、あらかじめ書面により社債管理者に通知しなければならない。
(1) 事業経営に不可欠な資産を譲渡又は貸与しようとするとき。
(2) 当社が当社の重要な資産の上に担保権を設定するとき。
(3) 事業の全部又は重要な事業の一部を休止又は廃止しようとするとき。
(4) 資本金又は準備金の額の減少、組織変更、合併、会社分割、株式交換又は株式移転（いずれも会社法において定義され、又は定められるものをいう。）をしようとするとき。

17．社債管理者への事業概況等の報告
(1) 当社は、毎事業年度、社債管理者に事業の概況を報告し、その決算等については書面をもって社債管理者にこれを通知する。
(2) 社債管理者は、本社債の社債権者の利益保護のために必要と認める場合は、当社に対し、その事業、経理、帳簿書類等に関する報告書の提出を請求し、又は自らこれを調査の上その改善その他を求めることができる。

18．本件債務引受け後の機構による社債管理者への事業概況等の報告
(1) 機構は、毎年、事業の概況、決算の概況等が記載された書面を社債管理者に提出する。
(2) 機構は、機構法に定める機構の業務又は組織につき変更が生じた場合には、社債管理者にこれを通知する。
(3) 社債管理者は、本社債の社債権者の利益保護のために必要と認める場合は、法令、契約又は機構の内部規則その他の定めに反しない範囲において、機構に対し、その事業、資産の概況を知るために必要な書類の提出を請求することができる。

19．社債管理者による倒産手続に属する行為　本社債については、会社法第６７６条第８号に掲げる事項について定めないものとする。

20．社債管理者による異議　本社債については、会社法第７４０条第２項本文の規定を適用しないものとする。

21．払 込 期 日　平成２１年１１月３０日

22．引受並びに募集の取扱者　末尾表示の通り

23．振 替 機 関　株式会社証券保管振替機構

24．発行代理人及び支払代理人　株式会社みずほコーポレート銀行

25．元利金の支払　本社債にかかる元利金は、社債等振替法及び第２３項に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。

引受並びに募集の取扱者
三菱ＵＦＪ証券株式会社（代表、事務幹事）
大和証券エスエムビーシー株式会社（代表）
野村證券株式会社（代表）
みずほ証券株式会社（代表）

以 上